

番号	名 称	所 在 地	階 数	海拔(m)	想 定 収容人数	注 意 す べ き 災 害
㉔	宮野集会所	松阪市嬉野宮野町 360-1	1	45	23	
㉕	森本集会所	松阪市嬉野森本町 1053-1	1	44	33	土砂災害
㉖	慈眼寺	松阪市嬉野滝之川町 42	1	49	16	土砂災害
㉗	滝之川集会所	松阪市嬉野滝之川町 158	1	37	15	土砂災害
㉘	釜生田集会所	松阪市嬉野釜生田町 217-2	1	29	25	
㉙	下之庄集会所	松阪市嬉野下之庄町 1851	1	16	42	
㊀	上野集センター	松阪市嬉野上野町 1337-2	1	22	35	
㊁	神ノ木台集会所	松阪市嬉野神ノ木町 1448-61	1	24	36	
㊂	薬王寺集会所	松阪市嬉野薬王寺町 493-3	1	34	37	土砂災害
㊃	嬉野ゆうゆう	松阪市嬉野八田町 129-1	1	22	100	
㊄	エイトタウン集会所	松阪市嬉野八田町 186-9	1	23	21	土砂災害
㊅	井之上集落センター	松阪市嬉野井之上町 348	1	23	24	
㊆	島田集落センター	松阪市嬉野島田町 485	1	33	36	
㊇	旭ヶ丘集会所	松阪市嬉野中川町 503-7	1	10	29	
㊈	天花寺集会所	松阪市嬉野天花寺町 495	1	11	31	
㊉	一志集会所	松阪市嬉野一志町648	1	15	35	
㊀	田村第一集会所	松阪市嬉野田村町 488-1	1	3	35	洪水
㊁	福田寺(須賀集会所)	松阪市嬉野須賀集所 123	1	2	71	津波・洪水
㊂	久米公会堂	松阪市久米町 1377	1	2	24	津波・洪水
㊃	上久米公会所	松阪市久米町 346-1	1	4	40	津波・洪水
㊄	市場庄公会堂	松阪市市場庄町 575-3	1	2	34	津波・洪水
㊅	中ノ庄集落センター	松阪市中之庄町1413	1	2	45	津波・洪水
㊆	小舟江集会所	松阪市小舟江町 335-1	1	1	27	津波・洪水
㊇	笠松公民館	松阪市笠松町 250-3	2	1	60	津波・洪水
㊈	星合公会所	松阪市星合町 513-4	2	1	28	津波・洪水
㊉	岡田公会所	松阪市星合町 1297-2	2	1	15	津波・洪水
㊀	五主公民館	松阪市五主町1171	1	0.5	48	津波・洪水
㊁	五主田地集会所	松阪市五主町1315-10	1	0.8	35	津波・洪水
㊂	東小野江公会所	松阪市小野江町92-1	2	3	70	洪水
㊃	小野江新町公会所	松阪市小野江町 529-10	2	3	25	洪水
㊄	基目公民館	松阪市基目町 540-2	1	3	23	洪水
㊅	南舞出地区集会所	松阪市舞出町 286-3	1	5	33	洪水
㊆	肥前公会所	松阪市肥前町 747-3	1	3	29	洪水
㊇	善福寺	松阪市嬉野薬王寺町 534	1	28	100	

避難所について

避難所とは？

避難所は、災害によって住宅を失うなど、被害を受けた人や受ける可能性のある人が、一定期間避難生活をする施設のことです。避難所に入る人は、必ずしも地域の住民だけでなく、たまたまその土地を訪れていた旅行者なども対象となります。



避難所の運営主体

避難所の運営は、避難者を中心とした自治組織が主体となる必要があります。これは、災害発生時に自治体自らも被災しているうえ、人命救助、二次災害防止、被害情報の集約や発信、必要な物資・食料の確保など多くのことに対応していかなければならないため、避難所に十分な数の職員を配置できないことも要因の一つです。また自主運営をして、避難者の生活再建を考えていくことで、避難所の開設から閉鎖までを計画的に行い、学校の授業やコミュニティでの活動も早く再開することが期待できます。



指定避難所

市では、「指定避難所」に対して食糧や飲料水、毛布などの備蓄をしていると同時に、各小中学校においては各地区の拠点となる避難所として位置づけ、支援物資の受け入れや教護所の設置などを想定しています。また、各小中学校で管理する「避難者名簿」に基づき食糧等の支援物資を配給しますので、「地区避難所」へ避難している方や、在宅避難、車中避難をしてる方は、近くの小中学校への名簿登録などの情報を元に支援物資の配給をしています。さらには、災害の規模や見込まれる避難者数などによって、効率的な避難所開設をするために「第1次避難所」、「第2次避難所」、「第3次避難所」に分類しています。

開設順位



地区避難所

地域がコミュニティを維持し、指定避難所を補完するために独自で開設し、運営していく避難所です。阪神・淡路大震災では、避難者がありに多く、指定避難所では収容しきれない事例もありました。



福祉避難所

高齢者や障がいをお持ちの方など、一般の避難所では生活が困難な方々は、必要に応じて「福祉避難所」への移送を行います。ただし、「福祉避難所」の受け入れ態勢や限られた移送手段などを考慮し、スクリーニングをして結果、より優先度の高い方から移送していくことになります。



※スクリーニングとは：援助や治療が必要な方を選別することです。

避難所の問題点(実際にあった事例)

過去の大規模災害を振り返ると避難所生活では、数多くの問題が起こってきました。過去の大規模災害時に実際に起こった事例に学び、近い将来発生のおそれられる南海トラフ地震などに備えるため、事前の対策と心構えをしておきましょう。これらの実際にあった事例を知ることで、日常生活とはかけ離れた状況で生活しなければならないことが想像できます。もちろん悪い事例だけではなく、避難者が目標を立てて、互いに協力し合うなどの良かった事例も多く報告されています。いずれにしても私たちは過去の事例から学び、教訓として活かしていかなければなりません。事前の対策として今からでもできることはたくさんあります。避難所生活を避けるには住宅の耐震化、家具の固定、電気・水などのライフラインが断絶した時の代替手段の確保などは必要です。万一、自宅が危険となり避難をしなければならない事態も想定し、家族や近所の方と退避先や避難経路の確認をする際には、この避難所マップを参考にしてみてください。

<h4>トイレの問題</h4> <ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレの数が不足していた 排水しているため、汚用水の水を一日に5、6回近くの沢へ汲みに行った トイレの利用を控えるため、飲料を控えたことによる、体調悪化 	<h4>生活環境</h4> <ul style="list-style-type: none"> 下着などの着替えがないうえ、水が不足しているため、洗濯もできない 冬場の体育館は床が冷え、隙間風によっても寒いため体調を崩して夜間に救急搬送された避難者もいた インフルエンザなどの感染症対策が難しい 	<h4>炊き出し・食糧</h4> <ul style="list-style-type: none"> 食糧が不足しているため、3回の食事を2回(朝、夕)に変更せざるを得なかった 炊き出しの人手不足により、朝から夕方まで1,500個のおにぎりを作り続けた 全国からの支援物資を保管しておくスペースがない
<h4>情報・通信</h4> <ul style="list-style-type: none"> 携帯電話が通じず、情報を得ることができず不安が募った 噂の情報が避難所内で広まり、感わされることもあった 体調不良の方がいても、電話が通じないため、すぐに救急車を呼べない 	<h4>女性・乳幼児への配慮</h4> <ul style="list-style-type: none"> 授乳室、更衣室、女性専用物干し場がない 男女別トイレ、入浴設備がない 赤ちゃんのミルクが不足 	<h4>エコミークラス症候群</h4> <ul style="list-style-type: none"> 車中避難など足をあまり動かせない状況が続くことで発症
<h4>プライバシー</h4> <ul style="list-style-type: none"> しきりなどがなくプライバシーが保てない 夜中にいびきなどが原因で喧嘩が始まった 		

提供 高田市 東日本大震災被災者報告書 資料編 平成26年7月発行 / 松江市 東日本大震災被災者報告書 避難所運営編 平成27年3月発行より

退避先について

退避先とは？

退避先は、災害の発生または発生する恐れがある場合に、危険から逃れるために避難する場所のことです。災害の種類(地震、津波、風水害)ごとに安全性などの一定の基準を満たす施設や場所を退避先に指定しています。これは東日本大震災において、切迫した災害の危険から逃れるための退避先と避難生活を送るための避難所が明確に区分されておらず、多くの方が犠牲となってしまったことを教訓として明確に区別しています。



避難先一覧の記号の意味

●▲×の基準 ○安全 ▲やや危険 ×危険

【風水害】	
洪水	○:想定浸水深より高い場所がある建物 ▲:河川氾濫の状況によっては危険な場所 ×:河川氾濫によって家屋等が倒壊するおそれがある場所 ※洪水の避難先であっても、避難時には、内水氾濫などにより道路が冠水する危険があります。
内水氾濫	○:大雨により排水が追いつかず、用・排水路などがあふれたり、本流の増水や高潮によって、支流の排水が阻まれたりして起こる現象です。
土砂災害	○:土砂災害警戒区域等の外 ▲:土砂災害警戒区域(イエローゾーン)であるが、構造上強固な施設 ×:土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)または土砂災害危険箇所
津波	○:浸水が想定される区域外または浸水深より高い場所 ▲:浸水が想定される区域外ではあるが、より高く(津波避難目標ライン)、より高く(津波の退避先など)へ避難することが望ましい場所 ×:浸水が想定される場所
地震	○:新耐震基準の建築物 ×:旧耐震基準の建築物

避難に関する3つの情報

災害の危険が迫って避難が必要になった場合に、市区町村は避難に関する情報を発令します。3種類の情報は状況の危険性に応じて出され、各情報に応じた避難行動が求められます

1 高齢者等避難開始



● 避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。それ以外の方も自主的に避難を開始するタイミングです。

2 避難指示



● 速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内の安全な場所に避難しましょう。

3 緊急安全確保

● すでに災害が発生・切迫している状況です。命の危険から直ちに身の安全を確保しましょう。



避難する時は

- ガスの元栓を閉め、ブレーカーを切る
- 非常持ち出し品の携行
- 長袖・長ズボンなどの安全な服を着用し、ヘルメットや防災ずきんで頭を保護する
- 子どもや高齢者の手はしっかりと握る



松阪市

避難所マップ(嬉野・三雲版)

お問い合わせ
 防災対策課 0598-53-4313
 各地域振興局地域振興課
 嬉野 0598-48-3800
 飯南 0598-32-2511
 三雲 0598-56-7905
 飯高 0598-46-7111

令和5年9月作成 Ver.2

● 避難先一覧 ● 退避先(指定避難所を兼ねる) ● 退避先 ● 地区避難所

番号	名 称	所 在 地	電話番号	階 数	海拔(m)	津波	洪水	内水	津波	指定	想定	施設	十	十	十	十	十	十
						浸水	土砂	地震	津波	避難所	収容人数	階位	指定区域	指定区域	指定区域	指定区域	指定区域	指定区域
嬉野中学校区内																		
㉔	嬉野学芸部公民館	松阪市嬉野小原町 587	35-0022	2	240	○	○	○	○	●	170	第1次						
㉕	中郷公民館	松阪市嬉野宮野町 43-5	43-2844	1	49	○	○	○	○	●	330	第1次						
㉖	豊地小学校(体育館)	松阪市嬉野堀之内町 229	42-1009	1	18	×	○	○	○	●	330	第1次	家屋倒壊等危険指定区域					
㉗	豊地小学校(校舎)	松阪市嬉野堀之内町 229	42-1009	2	18	×	○	○	○	○	170	第1次	家屋倒壊等危険指定区域					
㉘	豊地農機センター	松阪市嬉野下之庄町 330-1	42-4253	2	16	×	○	○	○	○	100	—	家屋倒壊等危険指定区域					
㉙	嬉野中学校(体育館)	松阪市嬉野下之庄町 1725	42-2064	2	24	○	○	○	○	●	550	第1次						
㊀	嬉野中学校(校舎)	松阪市嬉野下之庄町 1725	42-2064	3	24	○	○	○	○	○	330	第1次						
㊁	中川小学校(体育館)	松阪市嬉野中川町 1057	42-1112	1	9	▲	○	○	○	●	340	第1次						
㊂	中川小学校(校舎)	松阪市嬉野中川町 1057	42-1112	2	9	○	○	○	○	○	430	第1次						
㊃	嬉野社会福祉センター	松阪市嬉野権現前町 423-9	42-2718	1	13	○	○	×	○	○	120	第1次						
㊄	嬉野体育センター	松阪市嬉野権現前町 423-53	42-5527	1	13	○	○	○	○	○	560	第2次						
㊅	三重県農業大学校	松阪市嬉野川北町 530	42-1260	1	11	○	○	○	○	○	480	第2次						
㊆	中川新町地域交流センター	松阪市嬉野中川新町 3丁目95	48-3010	1	8	×	○	○	○	○	120	第1次						
㊇	豊田小学校(体育館)	松阪市嬉野川北町 1338-2	42-2024	1	7	○	○	○	○	○	310	第1次						
㊈	豊田小学校(校舎)	松阪市嬉野川北町 1338-2	42-2024	3	7	○	○	○	○	○	140	第1次						
㊉	豊田農村集落センター	松阪市嬉野須賀町 1655	42-6939	1	5	○	○	○	○	○	90	—						
㊀	嬉野生涯学習センター	松阪市嬉野町 1429-1	48-1811	1	10	○	○	○	○	○	290	第2次						
㊁	中原小学校(体育館)	松阪市嬉野田村町 44	42-2110	1	4	▲	○	○	▲	×	340	第1次						
㊂	中原小学校(校舎)	松阪市嬉野田村町 44	42-2110	3	4	○	○	○	○	×	430	第1次						
㊃	中原文化センター	松阪市嬉野田村町 425	42-4836	2	3	○	○	○	×	×	260	第1次						
三雲中学校区内																		
㉔	三雲研修センター	松阪市久米町 2008	56-7123	1	5	○	○	○	▲	○	20	第2次						
㉕	米ノ庄公民館	松阪市久米町 926	56-4780	2	2	○	○	○	×	○	80	—						
㉖	米ノ庄小学校(体育館)	松阪市市場庄町 20	56-2104	1	2.8	○	○	○	×	○	370	第1次						
㉗	米ノ庄小学校(校舎)	松阪市市場庄町 20	56-2104	2	2.8	○	○	○	○	○	880	第1次						
㉘	老人福祉センター	松阪市上ノ庄町 2154	56-6168	1	6	○	○	×	▲	○	30	—						
㉙	ハーフみくもスーパーズ文化センター	松阪市曾原町 2678	56-6611	1	0.5	×	○	×	×	○	580	—						
㊀	ハーフみくも保健福祉センター	松阪市曾原町 2678	56-7211	1	0.5	×	○	×	×	○	230	—						
㊁	太白小学校(体育館)	松阪市曾原町 774	56-2123	1	1.6	▲	○	○	×	○	260	第1次						
㊂	太白小学校(校舎)	松阪市曾原町 774	56-2123	2	2	○	○	○	○	○	160	第1次						
㊃	三雲・天白公民館(振興局内)	松阪市曾原町 872	56-7920	2	0.7	○	○	○	○	○	379	—						
㊄	三雲中学校(体育館)	松阪市中通町 345	56-2329	1	1.7	▲	○	○	×	○	540	第2次						
㊅	三雲中学校(校舎)	松阪市中通町 345	56-2329	3	3	○	○	○	○	○	1,610	第2次						
㊆	三重県地方卸売市場	松阪市小津町 800	56-8110	2	1	○	○	×	×	○	70	—						
㊇	御小学校(体育館)	松阪市笠松町 279	56-3122	1	1.1	▲	○	○	×	○	270	第1次						
㊈	御小学校(校舎)	松阪市笠松町 279	56-3122	3	3	○	○	○	○	○	940	第1次						
㊉	駒公民館	松阪市星合町 6-1	56-6025	2	0.9	○	○	○	×	○	70	—						
㊀	小野江小学校(体育館)	松阪市小野江町 355	56-3102	1	3.8	▲	○	○	▲	○	270	第1次						
㊁	小野江小学校(校舎)	松阪市小野江町 355	56-3102	3	3.8	○	○	○	○	○	550	第1次						
㊂	五主津波避難タワー	松阪市五主町1589	松阪市防災課 53-4313.4034(屋上)	3	0.5	○	○	○	○	○	786	—						

番号	名 称
----	-----